

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当該休日に當たるときは、翌日)

規則

鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う用品等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十一年五月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第三十六号

鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う用品等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う用品等の範囲を定める規則の一部を改正する規則
国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの
国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出の受理
国民健康保険医等として登録があつたものとみなされるもの

土地改良事業の認可

保安林の指定の解除

遊漁規則の変更の認可

土地区画整理事業の認可

都市計画の変更に係る図書の縦覧

附則

第二条第三号中「東京事務所」の下に「大阪事務所」を加える。

この規則は、昭和六十一年六月一日から施行する。

告示

◆内水面漁場
管理委告示

国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第三十七条规定する療養取扱機関として同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十一年五月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
イヌイ調剤薬局	鳥取市吉方温泉四丁目七〇三	昭和六十一年四月十五日
多名部歯科クリニック	鳥取市永楽温泉町一六〇	昭和六十一年四月十八日

鳥取県告示第四百九十六号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第三十七条规定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受現したので、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十一年五月三十日

鳥取県告示第四百九十七号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第三十九条第三項の規定により同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の中出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年 月 日	申出の受理の年 月 日
イヌイ調剤薬局	鳥取市吉方温泉四丁目七〇三	全国	昭和六十一年四月十五日
多名部歯科クリニック	鳥取市永楽温泉町一六〇	"	昭和六十一年四月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登 錄 の 年 月 日
浅井篤子	鳥国薬第五九五号	"
本池卓子	鳥国薬第五九四号	昭和六十一年四月八日

昭和六十一年五月三十日

早田 真理子	鳥国薬第五九六号	昭和六十一年四月九日
角道雄	鳥国薬第五九七号	昭和六十一年四月十日
松井 貴美子	鳥国薬第五九八号	昭和六十一年四月十一日
田中 誠	鳥国医第三、三七〇号	昭和六十一年四月十日

鳥取県告示第四百九十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、河原町が行う土地改良事業（農村総合整備モデル事業河原地区農道整備）を昭和六十一年五月二十七日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十一年五月三十日

鳥取県知事 西 尾 囂 次

鳥取県告示第四百九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和六十一年五月三十日

鳥取県知事 西 尾 囂 次

- 一 解除に係る保安林の所在場所
西伯郡大山町平田字瓜尻七
- 二 保安林として指定された目的
魚つき
- 三 解除の理由
指定理由の消滅

鳥取県告示第五百号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第一百二十九条第三項の規定に基づき、遊漁規則の変更の認可をしたので、同条第七項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十一年五月三十日

鳥取県知事 西 尾 囂 次

- (一) 漁業権者の名称及び住所
千代川漁業協同組合

(二) 漁業権の免許番号
八頭郡河原町大字長瀬二一八

(三) 共同漁業権内共第一号

(四) 認可に係る変更の内容

(五) 次とのとおり遊漁料の額を改めること。

漁員又は漁法	期間		現 行	遊 漁 料
	年間	一日限り		
さお釣り及び手釣り、やまと網及び徒手釣り等に併用することができる。(以下「さお釣り等」といふ。)	県内者 県外者	三、五〇〇円 六、〇〇〇円	三、五〇〇円 六、〇〇〇円	三、五〇〇円 六、〇〇〇円
さお釣り及び手釣り、やまと網及び徒手釣り等に併用することができる。(以下「さお釣り等」といふ。)	年間	年間	現 行	遊 漁 料
県内者 県外者	一、五〇〇円 二、〇〇〇円	四、〇〇〇円 二、〇〇〇円	現 行	遊 漁 料
七、〇〇〇円	七、〇〇〇円	改 正 後	改 正 後	改 正 後

(四) 変更後の遊漁規則の施行の日
昭和六十一年六月一日

(一) 漁業権者の名称及び住所
日野川水系漁業協同組合
米子市熊党三二三ノ一

(二) 漁業権の免許番号
共同漁業権内共第三号

(三) 認可に係る変更の内容
1 次のとおり遊漁料の額を改めること。

漁員又は漁法	期間		現 行	遊 漁 料
	年間	一日限り		
さお釣り及び手釣り、やまと網及び徒手釣り等に併用することができる。(以下「さお釣り等」といふ。)	県内者 県外者	一、〇〇〇円 二、〇〇〇円	三、〇〇〇円 六、〇〇〇円	三、〇〇〇円 六、〇〇〇円
さお釣り及び手釣り、やまと網及び徒手釣り等に併用することができる。(以下「さお釣り等」といふ。)	年間	年間	現 行	遊 漁 料
県内者 県外者	一、五〇〇円 二、〇〇〇円	七、〇〇〇円 二、〇〇〇円	現 行	遊 漁 料
七、〇〇〇円	七、〇〇〇円	改 正 後	改 正 後	改 正 後

(2) 1にかかわらず、さお釣り又は手釣りによる場合であつて、中学生が遊漁する場合の遊漁料の額を年額「五〇〇円」から「一、〇〇〇円」に引き上げること。

(四) 変更後の遊漁規則の施行の日
昭和六十一年六月一日

鳥取県告示第五百一號

土地区画整理法（昭和二十九年法律第二百十九号）第四条第一項の規定に基づき、安倍彦名団地土地区画整理事業の施行を認可したので、同法第九

条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十一年五月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 土地区画整理事業の名称

安倍彦名団地土地区画整理事業

二 施行者の住所及び氏名又は名称

鳥取市東町一丁目二七一

鳥取県住宅供給公社

理事長 西尾邑次

三 事業施行期間

昭和六十一年五月三十日から昭和六十五年三月三十一日まで

四 施行地区的区域

米子市安倍字清水尻西、字俎板西、字船入及び字船入沖並びに彦名町

五 事務所の所在地

鳥取市東町一丁目二七一 鳥取県住宅供給公社内

六 施行認可の年月日

昭和六十一年五月二十四日

七 事業年度

四月一日から翌年三月三十一日まで

八 公告の方法

事務所の掲示板に掲示する。

鳥取県告示第五百二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十二条第一項の規定に基づき、鳥取都市計画を変更したので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同法第二十二条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

昭和六十一年五月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

鳥取都市計画道路 三・三・五号称宜谷賀露線（変更前三・三・五号

称宜谷晚稻線）及び三・六・五号古海晚稻線（変更前三・六・五号古

海賀露線）

二 都市計画の変更に係る土地の区域

1 三・三・五号称宜谷賀露線（変更前三・三・五号称宜谷晚稻線）

追加する部分

鳥取市賀露町字松林、字中瀬ノ一、字中瀬ノ式、字中瀬ノ三、字下小路、字切戸、字湊ノ二、字灘端及び字西浜

変更する部分

鳥取市秋里字下大石橋、南隈字曾崎及び字捻斗田並びに晚稻字下總斗田、字上赤田、字白毛、字下赤田、字前田馬上免、字上陳後及び字下陳後

削除する部分

鳥取市晚稻字九反田

2 三・六・五号古海晚稻線（変更前三・六・五号古海賀露線）
追加する部分

鳥取市晚稻字下赤田

変更する部分

鳥取市江津字水押通並びに晚稻字中赤田及び字前田馬上免

削除する部分

鳥取市晚稻字九反田、字上陳後及び字下陳後並びに賀露町字松林、
字中瀬ノ一、字中瀬ノ式、字中瀬ノ三、字下小路、字切戸、字湊ノ二、
字灘端及び字西浜

縦覧場所

鳥取市東区一丁目二二〇

鳥取県土木部都市計画課

内水面漁場管理委員会告示

鳥取県内水面漁場管理委員会告示第四号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項及び第一百三十条第四項の規定に基づき、あゆの繁殖保護を図るため、その採捕を次のとおり禁止する。

昭和六十一年五月三十日

採捕を禁止する河川	禁止する漁法	禁止する期間
一 千代川水系に係る河川（八頭郡若桜町大字樋戸前における中国電力株式会社設置のえん堤上流端から上流の区域、八頭郡頭町大字市瀬における中国電力株式会社設置の新市瀬橋上流端から上流の区域及び八頭郡用瀬町大字古用瀬における梅ヶ瀬橋上流端から上流の区域に限る。）	竿釣、投網（及び引懸（ゾロ））	昭和六十一年六月一日から同月二十二日正午まで
二 千代川水系に係る河川（一に定める区域を除く。）	竿釣、投網（及び引懸（ゾロ））	昭和六十一年六月一日から同月二十二日正午まで
三 天神川水系に係る河川	竿釣、投網（及び引懸（ゾロ））	昭和六十一年六月一日から同月二十二日正午まで
四 日野川水系に係る河川	竿釣、投網（及び引懸（ゾロ））	昭和六十一年六月一日から同月二十二日正午まで